

人吉市農業委員会定例総会

(第10回)

令和6年10月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和6年10月25日

人吉市役所 2階 202会議室

議事日程

日程第 1 議第 50 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について

日程第 2 議第 51 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について

日程第 3 議第 52 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	上 野 博 司
会長職務代理者	9番	林 主 一
委 員	1番	向 岩 敏 雄
同	2番	中 嶽 修 平
同	3番	原 口 政 廣
同	4番	刈 上 澄 雄
同	5番	竹 下 豊
同	6番	簗 田 秀 彦
同	7番	永 田 正 輝
同	8番	宮 崎 右 男

○ 出席推進委員（12名）

委 員	11番	牛 塚 敬 一 郎
同	13番	段 村 洋 一
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲
同	17番	中 村 郁 子
同	18番	椎 葉 徹
同	20番	赤 池 親
同	21番	迫 田 公 江
同	22番	仲 村 建 彦
同	23番	北 山 加 一 郎

同 25番 東 照

○欠席した委員

推進委員 12番 西 門 泰 人
同 19番 元 田 和 弘
同 24番 東 悟

議事録署名農業委員 8番 宮 崎 右 男
議事録署名推進委員 11番 牛 塚 敬 一 郎

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局 長 鳥 越 輝 喜
係 長 豊 永 英 紀
主 任 湊 田 奈 緒 美
再 任 用 職 員 坂 井 正 子

開会 9 : 3 0

- （議長）おはようございます。本日は12番委員、19番委員、24番委員から欠席届が出ております。会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和6年第10回人吉市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名委員に8番委員、11番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

- （事務局長）議事日程 朗読

- （議長）日程第1・議第50号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第1・議第50号 朗読

- （議長）1番について5番委員の調査報告をお願いします。

- （5番委員）おはようございます。それでは議第50号、農地法第3条の許可申請に対する1番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑で農振区分は農用外、面積は1筆で568㎡です。権利種別は3条の有償移転でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請事由は譲渡人の農業

経営の廃止と譲受人の農業経営の拡大です。場所はタブレットの位置図をご覧ください。申請地は譲受人の自宅の西側に位置し、以前より譲渡人から借りていたものです。これからはビニールハウスでミニトマトの栽培をしたいということでございます。なお、周辺は住宅地域のため「農薬の使用については注意を払い、減農薬栽培に努めます」ということでした。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番は該当しません。よって、許可相当と判断をしましたので、ご審議の方よろしくお願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

日程第2・議第51号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第2・議第51号 朗読

○（議長）1番について9番委員の調査報告をお願いします。

○（9番委員）おはようございます。農地法第4条の1番の調査報告をいたします。議案書をご覧ください。併せてタブレットの位置図もご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、農振区分は農用外となっております。面積は1筆の221㎡。申請人は記載のとおりでございます。転用目的と理由につきましては、駐車場の整備となっております。この申請地は数年前より耕作されていない状況でした。道向かいに公民館がありますが、その駐車場として整備を進めていく計画を2、3年前からされていたということです。令和2年7月豪雨災害の復旧工事でここから300mほど上のほうで河川工事が行われましたが、その工事用道路の進入路を業者の方が作られまして、工事が完了し、その廃土先として無償で譲る話があり、この申請地に廃土を入れてしまったということです。順番が逆になりましたが、始末書も添付されています。事業計画書も提出されていますが、工事もほとんど90%以上は完了しておりました。駐車場としての必要性についてですが、道向かいの公民館の行事

の際に路上駐車があっていたということで、安全性を考えて計画をされていたということです。今回、農地パトロールの際に担当の14番委員が発見し、申請人に指導をされ、急遽、申請に至ったということでございます。実質審査表をご覧ください。農地の区分はその他の農地、第2種農地でございます。一般基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

日程第3・議第52号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第3・議第52号 朗読

○（議長）1番について5番委員の調査報告をお願いします。

○（5番委員）それでは、議第52号、農地法第5条の許可申請に対する1番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用内でございます。面積は2筆の合計で2,116㎡です。権利種別は賃貸借権の設定です。貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的は砂利採取による一時転用です。第1種農地、都市計画用途指定区域外、期間は許可日から1年間です。砂利採取法に基づき採取するもので、他に被害をもたらすものではございません。場所はタブレットの位置図のとおりになります。申請地周辺は通行の往来が少ない田園地帯であります。次に実質審査表をご覧ください。立地基準として申請地は農用地区域内農地であるが、砂利採取の一時的な利用に供するために行うものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障が無いと認められます。農地転用の不許可の例外事由に該当し、許可は可能なものであります。一般基準は2番、5番、7番、10番は該当いたしません。よって、総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されます。ご審議の方よろしく願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。1 番の報告について質疑はありませんか。
- （16 番委員）備考欄に記載してある自社資金の 9 4 3 万円という金額は、貸付人に支払われる金額ということで理解してよろしいでしょうか。
- （事務局 湊田主任）事務局よりお答えいたします。貸付人に全て支払われる金額ではなく、その事業にかかる計画資金と考えていただければと思います。
- （16 番委員）貸付人に支払われる金額も含まれているということでしょうか。
- （事務局 湊田主任）含まれています。
- （16 番委員）貸付人に支払われる金額は公表されないのでしょうか。砂利採取に対して相場と言いますか、反当りの金額などはあまり公表されないのでしょうか。
- （事務局係長）事務局からですが、農地の所有者と相対で決められることでそこが整ったので、そこを掘らせていただくという話になると思いますので、ここはこのくらいの金額で、こっちはこのくらいの金額で、相場ということは聞いたことはありません。業界の中ではあるのかもしれませんが、農業委員会としては、相場は把握しておりません。
- （16 番委員）分かりました。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1 番は原案可決いたしました。
2 番について6 番委員の調査報告をお願いします。

○（６番委員）おはようございます。議第５２号、農地法第５条の許可申請に対する２番の調査報告を行います。まずは、議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は１筆で２６２㎡です。農振区分は農用外で所有権移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は調剤薬局の建設です。譲受人は現在、人吉市内に２店舗、県外に２店舗経営をされているということです。農地の区分は第２種農地で都市計画用途指定区域外であります。着工と完了は記載のとおりです。給水については、市の上水道を利用するということです。生活雑排水、汚水の処理方法については、市の下水道に接続するとなっております。また、雨水については、敷地内に排水管を埋設し、建物部分に降った雨水は排水管に流入させて、水路に流し入れるとなっております。駐車場に降った雨水は勾配を付けて水路に繋ぐとなっております。申請地はタブレットをご覧ください。次に実質審査表でございますが、立地基準は記載のとおりでございます。農地の区分と転用目的については、申請地は第２種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないとしております。一般基準でございますが、１番、３番、６番、８番は適当と判断をいたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。その他といたしまして、水利組合への届け出と譲渡人においては現地確認の際、農地の利活用が若干、的確に活用されていない部分もありましたので、頑張って適切に活用していただくようにこれも併せてお願いをしたところです。以上です。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の２番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって２番は原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

これにて令和６年第１０回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ ９時４５分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員